

第203回

杉並区都市計画審議会議事録

令和5年(2023年)3月17日(金)

会議名		第203回杉並区都市計画審議会
日時		令和5年(2023)年3月17日(金) 午前10時～午後0時6分
出席者	委員	〔学識経験者〕 中井・村上・河島・関口 〔区 民〕 二見・渡辺・飯田・大川・小野 〔区議会議員〕 野垣・北・堀部・井原・けしば・岩田 〔関係行政機関〕 岡田・玉川
	説明員 (区)	〔都市整備部〕 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・道路担当参事・都市整備部管理課長・都市企画担当課長・交通施策担当課長・住宅課長・建築課長・市街地整備課長・拠点整備担当課長・鉄道立体担当課長・(耐震・不燃化担当課長)・土木管理課長・土木計画課長・都市計画道路担当課長・(用地調整担当課長)・狭あい道路整備課長・みどり公園課長・みどり施策担当課長・(荻外荘担当副参事)・土木事務所長 〔環境部〕 環境課長 〔危機管理室〕 防災課長
傍聴	申請	14名
	結果	14名
配布資料		<p>◎次第 ◎委員名簿 ◎議案資料 ◎報告資料</p> <p>〔議案〕 議案1 杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の改定(案)</p> <p>*参考資料 杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)の改定について 別紙1 区民等の意見の概要と区の考え方 別紙2 説明会での意見の概要と区の考え方 別紙3 東京都からの意見と対応方針 別紙4 修正一覧</p> <p>〔報告〕 杉並区住宅マスタープラン(案)について</p> <p>*別紙1: 概要版 *別紙2: 杉並区住宅マスタープラン(案)</p>

第203回杉並区都市計画審議会

(午前10時 開会)

花岡管理課長 おはようございます。本日は、ご多忙の中、ご出席賜りましてありがとうございます。それでは定刻になりましたので、都市計画審議会の開催をお願いいたします。

なお、傍聴の方で録音・撮影を申し出ている方は、恐れ入りますが、審議会の許可があった後に録音・撮影をお願い申し上げます。

まず初めに、会議の成立についてご報告させていただきます。本日は田中委員、大原委員、松浦委員から欠席との連絡を頂いています。また、入江委員、井原委員は遅れているものと思われます。都市計画審議会委員21名のうち、現在16名の委員が出席いただいておりますので、第203回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

また、本日の都市計画審議会の運営に関してご連絡を申し上げます。議事の説明、質疑の答弁等はコロナウイルス感染対策の関係上で、着座にてご説明させていただきます。

それでは開会宣言をお願いいたします。

中井会長 皆さん、おはようございます。ただいまから、第203回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

まず傍聴の確認をいたします。本日の傍聴の申し出はいかがなっておりますでしょうか。

花岡管理課長 傍聴の申し出でございますけれども、現在、傍聴者が9名の方から申し出がございまして、受け付けております。

なお、録音・録画の許可を4名の方から頂いているところでございます。

中井会長 ありがとうございます。ただいまご報告のありましたように、傍聴人から録音・撮影の申し出が出ております。録音・撮影の注意事項については前回の審議会で決定しておりますが、その内容について改めて確認をしておきたいと思っております。

併せて、審議会における傍聴の取扱いとしてルールを策定するという議論になっておりましたけれども、その後の進捗について事務局より報告をお願いいたします。

花岡管理課長 まず前回ご決定いただきました録音・撮影についての注意事項についてでございますけれども、5点ございます。

1 点目が、録音・撮影は審議会が許可してから開始してください。2 番目、録音・撮影は傍聴席から行ってください。3 番目、フラッシュライト類は使用しないでください。4 番目が、会議全体を撮影するものとし、個々の委員及び職員を撮るといった行為は行わないでください。5 番目が、録音・撮影データのインターネットでの配信は行わないでください、という内容で、審議会が決定しております。

次に傍聴の取扱い、ルールの策定に向けての進捗でございますけれども、前回のアンケート調査結果及びこれまでの審議会でのご意見を基に、現在作成を行っているところでございます。

今後の進め方でございますけれども、まず事務局案を作成後、委員の皆様へメール等にて案をお送りいたしまして、案に対するご意見を頂きながら、その意見を反映して、次回以降審議会が決定していければと考えているところでございます。

以上です。

中井会長

ありがとうございます。本日の傍聴ですが、前回ご決定いただいた注意事項で録音・撮影を認めてまいりたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

河島委員、どうぞ。

河島委員

今お話あったように、前回取りあえず議事を前に進めるということで、ルールづくりは時間がかかるので、前回の取り仕切りとしてそれでやっという決定であって、それが今後ずっとそのまま適用されるということでは必ずしもない。

今、会長が、前回そういうことで認めてきたので、今日もそのままそれでいいのではないかというお話をされています。私も今日のところは、また今日の取り仕切りとしてそれでやっというのかなと思うのですけれども、そう考える1つの理由として、前回撮影した動画を、SNSなどを通じて投稿するというようなことはやめてくださいという条件でお認めするという条件で、私はそれがちゃんと守られるのかな、どうなのかなということを注視していました。

私が、ツイッターだけですけれども、従来ツイッター投稿で録画が掲載されていまして、ツイッターを見たところ、前回の都計審について撮影された動画を投稿するというようなことは行われていない。

代わりに、前回議事録に委員名を書き加えて、その議事録をなるべく早く確

定し、ホームページにアップするということが実際行われていて、ツイッター投稿でもその議事録をここで見られますということで、引用するような形での意見を述べるということには行われた。それはそれで私は問題ないのではないかなと思うわけですが。

そういったことで、取りあえず傍聴者の方もルールを守っていただいているという状況が前回から一応確認できたので、私としては今日は前回と同じ仕切りの中でお認めするということが異議はないと、そういう私の考えを申し述べさせていただきます。

中井会長

どうもありがとうございました。前回お決めいただいたことがしっかり守られているというご発言も今ございましたので、本日につきましても、前回決めたのと同じ内容で、傍聴、それから録音・撮影をお認めするということがよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長

ありがとうございます。

河島委員

今日のところはそれでいいのですけれども、先ほどルールづくりの話がされてきました。そのルールづくりに関して、前回事務局が作成してお配りいただいたアンケート結果、それから前回における取りまとめ案、それが協議資料として出ていたのですけれども、改めてそれを読みますと、委員の中で、非常に綿密に他自治体の例あるいは法律的なこれに関する議論、そういったことをお調べいただいて、それについて非常に参考になる意見を書かれていた方がいらっしゃる。私は、その意見をもう少し直接お聞きするような機会をぜひ設けていただきたい。

前回は事務局ペースでアンケートの数値を使いながら結論を引き出す、そういうところに集中をされていたようで、どうもそういう意見をきちんとお聞きするという時間が、全体の時間の制約の中で取れなかったのではないかなと思うのです。この議論をする際には、ぜひそういった貴重なご意見を委員全員が聞く機会はちゃんと確保するように、今後のルールづくりの中ではご配慮いただきたいということを申し上げたいと思います。

中井会長

ありがとうございます。本件につきましてほかにご意見ございますでしょうか。

この傍聴の取扱いについてはまだ策定中ということでございますので、その中で今河島委員がご発言された内容にも配慮していただきながら、作成をなる

べく早くやったほうがいいかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日については、前回決めた内容で傍聴・録音・撮影はお認めするというごうでございますので、その旨、傍聴人の方もよろしくどうぞご協力のほうをお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは委員委嘱の関連について、新しい委員の方がいらっしやいます。お願ひいたします。

花岡管理課長 　それでは私から委員委嘱につきましてご報告させていただきます。

当審議会行政機関委員でございます杉並警察署長に玉川司署長が着任されました。新たに3月10日付で委員に委嘱しておりますので、ご紹介させていただきます。玉川司委員でございます。

玉川委員 　先月20日に杉並警察署長として着任いたしました玉川でございます。以後、よろしくお願ひをいたします。

中井会長 　どうぞよろしくお願ひいたします。

花岡管理課長 　それでは会長、署名委員のご指名をお願ひ申し上げます。

中井会長 　本日の会議記録の署名委員は、けしば委員を指名したいと思ひます。

よろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは議題の宣言に参りたいと思ひます。事務局より議題の宣言をお願ひいたします。

花岡管理課長 　本日の議題は、議案が1件、報告案件が1件でございます。

審議事項が「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」の改定案でございます。

報告事項が「杉並区住宅マスタープラン改定案について」でございます。

資料はあらかじめお送りしておりますが、お手元でございますでしょうか。

それでは会長、進行のほうをよろしくお願ひします。

中井会長 　それでは議事に入りたいと思ひます。本日は最長でも12時頃までということをご予定しておりますので、進行へのご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは議案につきまして説明をお願ひいたします。

担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 　私から議案1号「杉並区まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)」の改定(案)」についてご説明いたします。

まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。

議案1「杉並区まちづくり基本方針の改定（案）」と記載している表紙のほか、まちづくり基本方針の本編が1部、次に参考資料といたしまして、参考資料の表紙のほかに別紙1「区民等の意見の概要と区の考え方」、別紙2「説明会での意見の概要と区の考え方」、別紙3「東京都からの意見と対応方針」、別紙4「修正一覧」となっております。資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、杉並区まちづくり基本方針（案）についてご説明いたします。

まちづくり基本方針につきましては、これまでのまちづくりに関する施策の進捗状況を踏まえるとともに、新たな基本構想に掲げる将来像を実現するため、昨年度から改定に向けた検討を進めてまいりました。

まちづくり基本方針の改定案につきましては、本年1月16日に開催された第202回杉並区都市計画審議会におきましてご報告したところでございますが、その後、パブリックコメントや区内7地域での説明会、東京都への意見照会で頂いた意見等を踏まえまして改定案を取りまとめましたので、本日はこの改訂案に対して杉並区まちづくり条例第8条第4項の規定に基づき、都市計画審議会にお諮りするものでございます。

それでは、これまでの取組経過等につきまして資料に沿ってご説明いたしますので、まず参考資料の表紙をご覧くださいと存じます。

「1 区民等の意見提出手続（パブリックコメント）の実施状況」についてでございますが、記載のとおり令和4年12月15日から本年1月31日の期間で実施し、252件、延べ536項目のご意見を頂いたところでございます。

それら頂いた意見の概要と区の考え方につきましては、別紙1にまとめているとおりでございます。

次に「2 地域説明会の実施状況」についてでございますが、区内7地域で説明会を開催し、延べ159名の方が参加されております。説明会で頂いた意見の概要と区の考え方につきましては、別紙2のとおりとなっております。

次に「3 東京都への意見照会」についてでございますが、改定案に対しまして、12月15日付で東京都へ意見照会し、1月19日付で都からの回答を得ております。その後、2月27日付で東京都に対しまして区の考え方を示しているところでございます。都から頂いた意見と区の対応方針につきましては、別紙3のとおりとなっております。

本日お示ししておりますまちづくり基本方針（案）につきましては、これらの手続を経て、前回お示した内容からパブリックコメントによる修正37か所、

それ以外の意見による修正 36 か所を含め、計 112 か所の修正を行っております。修正箇所のうち主な修正点をご説明さしあげたいと存じますので、別紙4「修正一覧」をご覧くださいければと存じます。

資料を1枚おめくりいただきまして、3ページ目の2行目No. 22 についてでございます。前回の都市計画審議会等におきまして、温暖化対策に関して新たな計画を策定するのであれば、そのことをまちづくり基本方針に示すべきではないのかとのご意見を踏まえまして、より適切な内容となるよう、「杉並区地球温暖化対策実行計画」を新たに作成するという追記したというところでございます。

次にまたおめくりいただきまして、6ページ目、3枚目の裏面の2行目、No. 52 についてでございますが、前回の都市計画審議会におきまして、木材利用を促進することがカーボンニュートラルにつながるという視点が薄いのではないかとのご意見を踏まえまして、公共建築物等の建築に当たっては地球温暖化防止及び循環型社会の形成に向け、木材の利用を促進することを新たに位置づけたというところとなっております。

その他、誤記載による修正であったり、より適切な記述にするための修正等を行っておりますので、詳細につきましては別紙4の資料をご覧くださいますようお願いいたします。

それでは、最後に今後のスケジュールについてでございます。本日、本審議会から答申を頂いた後、今後、広報すぎなみ、区公式ホームページ等で、策定後速やかに公表してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

中井会長

ありがとうございました。ただいま説明された内容について、質問や意見がございましたらお願いをいたします。

なお、杉並区まちづくり基本方針の改定につきましては、この間、当審議会でもご意見を伺いながら進めてまいりました。本日はこれまでのご意見を踏まえて修正を重ねてきた最終案ということでございますので、それが諮問をされております。総括的なご意見を含めて、ご質問をお願いできればと思います。ぜひ、本日、本案件については最終回を予定しておりますので、この後議決を予定しておりますので、総括的なご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、委員の皆さん、どうぞ。

今手が挙がっているのは野垣委員、けしば委員、村上委員でしょうか。河島

委員ですね。以上4名の方の手が今のところ挙がっておりますので、まずは野垣委員からお願いいたします。

野垣委員 おはようございます。よろしく申し上げます。都市計画マスタープランの改定について、1の意見提出手続について伺います。

パブリックコメントに寄せられた意見は、これまでの規模と比較してどうだったのか伺います。

中井会長 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 ほかの行政計画についてまで詳細は把握してございませんが、現在の都市計画マスタープランを策定した際には40件ほどの意見が寄せられたということに対しまして、今回は252件の意見を寄せられておりますので、多くの方々のご意見を伺いながら本計画を取りまとめたものと認識してございます。

また、その頂いた意見の内容に関しまして、まちづくり全般に関することから、道路計画であったり、ゼロカーボンシティ実現に向けた考え方など、様々な分野にわたり多様なご意見を頂いたものと認識してございます。

中井会長 野垣委員、どうぞ。

野垣委員 252件ということで、今までの6倍以上ということだと思うのですが、今回はホームページのフォームから寄せられた意見が一番多かったようですけれども、これまでほかのパブリックコメントについてですけれども、区民からホームページのフォームから送ろうとしたら文字数が制限されていて2回では送れなかったことがあるという意見が多数寄せられていました。その方たちは2回に分けて送ったりとか、ホームページから送るのは諦めて紙の文章で書いて郵送したという人がいたのですけれども、区はこういうことを認識していらっしゃるでしょうか。

中井会長 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 これまで区が実施しておりますパブリックコメントの中におきまして、入力文字数が少なく複数に分けて提出した事例があるということは、他の部署から聞いているところでございます。

中井会長 野垣委員、どうぞ。

野垣委員 こういった区民意見を受けて、今回区はどう対応したのか伺います。

中井会長 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 今回パブリックコメントを実施する前に、10月に骨子案に対する意見募集等を行っているところでございます。その際にも多岐にわたるご意見が寄せ

られているという事例なども踏まえたところ、今回のパブリックコメントにおきましてはこれまでの入力文字数よりも多くするように対応したというところでございます。

中井会長

野垣委員。

野垣委員

区民意見を受けて、ホームページのフォームから送れる文字数を改善したということで、意見募集に努めていただいたことは重要だと思います。

パブコメの期間とかも少し長めに設定したりだとか、それも同様の改善だとは思いますが、今後もホームページからの意見提出というのは増えてくる傾向にあると思いますので、同様に丁寧な対応を求めたいと思います。

それから、区民からパブコメの全文はいつ公表されるのかという意見が複数寄せられています。今回出された別紙1は概要ですけれども、全文の公表というのはいつ頃になりますか。

中井会長

担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長

パブリックコメントにつきましては条例に基づいて実施しているものでございまして、条例の中におきましては新たな計画と同時期に公表するということとなっております。しかし、現時点でいつ公表するか明確にお答えすることはできないという状況でございますが、先ほどもお伝えしたとおり、策定後速やかに公表できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

中井会長

野垣委員。

野垣委員

パブコメを送った区民とか団体だけでなく、この計画がどうなるのか注目している人が多いと思います。たくさん意見が寄せられて、まとめる作業も本当に大変かと思いますが、速やかにということで、ぜひよろしくお願い致します。

次に2の地域説明会についてですけれども、今回説明会で出された意見もパブコメと同様に扱うということで、まとめて公表したことを評価します。

私自身は阿佐谷会場の説明会に参加したのですが、区長本人が出席されたということもあって、参加者からたくさん意見が出されていて、予定時間が延長された。7会場ではどこもこういった予定時間を延長して対応したのか、また区長が出席しなかった会場もあると思うのですが、同様の状況だったのか伺います。

中井会長

担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 各地域の説明会では多くの方々から多様なご意見が寄せられたというこ

とから、区長の出席の有無にかかわらず、会場の利用時間を考慮いたしまして、延長する対応を取っているというところでございます。

中井会長
野垣委員

野垣委員。

そうだったんですね。本当にお疲れさまでした。

それから、別紙2のほうで説明会の意見が紹介されていますけれども、例えば西武新宿線の連続立体交差化とか、都市計画道路荻窪駅の南北通行、阿佐ヶ谷駅北東地区計画など、地域の課題とか個別の事業についての内容が多くなっています。

地域住民としては、都市計画マスタープランにはこういう1個1個の事業というのがどこまで具体的な記述がされるのかという部分の理解が難しいとは思いますが、自分たちが暮らす地域の問題ですから、一番気になるところだと思います。

私はこれらの住民意見が、都市計画マスタープランに対してだけでなく、今後のまちづくりや様々な施策への意見であるとも受け止めていますが、区の認識はいかがでしょうか。

中井会長

担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 まちづくり基本方針につきましては、区の将来のまちのビジョンと到達すべき目標を明らかにした上でまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的としているため、ご指摘のとおり、個別具体の提案であったり、要望に対しては盛り込むことは難しいのかなと考えているところでございます。

しかしながら、頂いた内容につきましては、各所管部署とも共有を図りながら、個別具体の施策を展開する際には参考にすべき意見なのかなと受け止めているところでございます。

中井会長
野垣委員

野垣委員、どうぞ。

ぜひそういう形で、様々な今後の施策についても反映というか、その意思を受け止めていただきたいと思います。

それから、3の東京都への意見照会についてです。

主に都からは道路整備方針への意見が多くて、区は都市計画道路の都施行の扱い、第四次優先整備路線などについてもどう対応したかが問われると思います。

というのが、例えば別紙3の都からの意見の最初のほうに、2ページ目のNo. 7「住民との合意形成を図りつつ」というところなのですから、今

まさに区が一番大事にしている方針の記載が、都の修正案のほうにはない、消されてしまっていると。都市計画道路の整備において、区は既に住民に対して丁寧な説明や対話集会などを始めています。よって、都の意見、修正案は今の杉並区の方針や実態に見合っていないものもあったと私は考えるのですが、区はどのような対応をしたのでしょうか。

中井会長 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 今回都市計画道路ということでお話がございましたが、この意見照会の位置づけは上位計画でございます都市計画区域マスタープランと整合を図る観点などから行うものと認識しているところでございます。

今回の意見照会での意見を踏まえまして、もちろん表現の統一を図るなどより適切な記述への修正を行っているところでございますが、例えば各自治体の考え方であったり、地域特性を踏まえた内容とすることを杉並区の都市計画マスタープランにおきまして否定するものではないというところも考えてございまして、今ご指摘があったとおりに修正したのもあれば、修正していないものもあるというところでございます。

中井会長 野垣委員、どうぞ。

野垣委員 区が意向をしっかりと示してこの修正案を維持した部分があるということで、住民自治の観点から見ても大変重要だと思います。国の都市計画運用指針においても、都市計画の策定に当たっては市町村が中心となるべき、市町村との十分な連携、調整を図るべき、関係市町村からの意見聴取に当たってはその意見を十分に尊重すると示されているからです。

それで、都市計画道路の関係では、今後都との第5次事業化計画における優先整備路線の検討が始まると思いますけれども、それによって区の都市マスの内容も修正が行われるものなのか確認します。

中井会長 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 ご指摘のあった事業化計画のお話でございますが、どのように検討が進められ、その結果どのようになるのかということが現時点では分からない状況でございますので、明確にお答えすることは困難なのかなというところでございますが、例えばまちづくりの進捗であったり、社会経済環境の変化、また区の上位計画の見直しなどによっては必要に応じて見直すことは考えられるというところでございます。

中井会長 野垣委員、どうぞ。

野垣委員

基本的には都市計画運用指針の考え方、区の計画、まちづくりの進捗に基づいて決めていくものと受け止めました。第5次優先整備路線の検討の場においては、ぜひ区の主体的な対応を求めていると思います。

それから、4の方針案の修正について伺います。

先ほど課長からも方針案の主な修正をご紹介いただいたのですけれども、別紙4の7ページ目のNo. 74、111ページの阿佐谷地域、阿佐ヶ谷駅北東地区のところで、屋敷林の記載、この「屋敷林を含む区域は」というところについての記載を私は以前、屋敷林は伐採をされてしまって、「屋敷林を含む区域」と現状の方針案に書かれることはどうなのかという意見をしまして、その部分も「医療施設を含む区域」、今は病院が建設をされていますので、そのように訂正いただいたと受け止めました。ありがとうございます。

住民意見の反映という点では、都市計画法や国の運用指針にはどのように書かれているのか伺います。

中井会長

担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長

都市計画法のほうでございますが、第18条の2の2項におきまして、都市計画マスタープランに住民意見を反映させる措置が記載されておりますが、「基本方針を定めようとするときには、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする」ということが位置づけられているところでございます。

運用指針につきましては『「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置』としては、例えば、地区別に関係住民に対してあらかじめ原案を示し、十分に説明しつつ意見を求め、これを積み上げて基本方針の案を作成し、公聴会・説明会の開催、広報誌やパンフレットの活用、アンケートの実施等を適宜行うことが望ましい」という位置づけがなされてございまして、今回の改定におきましても、これら法律や運用指針の考え方、またこれまでの取組等も踏まえながら進めてきたというところでございます。

中井会長

野垣委員、どうぞ。

野垣委員

区が行ってきた地域ごと、7地域の説明会や骨子案からの住民意見の募集、それから今回は説明の動画も前回上映されていましたが、これらは都市計画法やこの運用指針に沿った取組だということが分かります。

今回の方針策定に当たって、区長が代わって骨子案の時点から住民意見を募集し、549件の意見が寄せられた。そういったものを反映していくということで、

これまでとは形が異なった、まさに民意による修正が行われてきたと思います。

一方、スケジュールの制約もあって、全ての見直しがなされたとは言えない状況だと思います。

我が党は、さきの予算特別委員会で状況の変化や区民意見を踏まえて、適宜この方針の見直しを行うこと。その旨を方針に明記するように求めました。

そのため、本文第6章の135ページにあるように「まちづくり基本方針の見直し」の項で、必要に応じて見直しが行われること、自治基本条例に定められた手続とともに、区まちづくり条例に基づいて区民参加の場を設け、対話を大切にしながら取組を進めると記載されたことを評価するものです。

その下にも書いてありますけれども、「区民主体のまちづくり」を進めていくに当たり、住民意見を反映する手法の検討について、区の認識を伺います。

中井会長 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 これまでもまちづくりを進めるに当たりましては、様々な機会を通じまして住民意見を聞いてきたというところでございます。

そして、今回の計画改定に当たりまして、これまでと同様に住民の意見を伺うことを大切にしながら取組を進めてまいりましたが、その中で見直しに関して、区民参加の場を設けることをしっかりと示していくことが大切なのではないかとの意見を受けて、他自治体の内容も参考にしながら、新たにこちらについては明文化したというところでございます。

今後は、新たなまちづくり基本方針に基づきまして、区民との対話を大切にしながら、これまでと同様、これまでよりもさらに住民意見を聞くということ意識して取組を進めていきたいと考えているところでございます。

中井会長 野垣委員、どうぞ。

野垣委員 ぜひよろしく申し上げます。住民意見を反映して策定した方針案でありますけれども、今後も必要な点、不足している点は適宜見直しを行うこと、また、下位計画や具体的な施策においても、しっかりと補完、対応していくことを求めて、今回の方針案には賛同をしたいと思っております。

以上です。

中井会長 ありがとうございます。

それでは、けしば委員、お願いいたします。

けしば委員 区民意見提出手続を経て、必要な修正がなされたものと理解しました。

1点だけ表現で気になるところをお聞きしたいのですが、(別紙4)89番、高

井戸地域の1の「(3) 高井戸駅周辺・浜田山駅周辺・八幡山駅周辺」というところの計画案で「浜田山駅周辺では、区民の安全性・利便性の向上を図るため、浜田山駅南口の整備に向けて取り組みます」とあるのが「検討します」に変わっているのです。これは駅の南口開設の準備が最終局面で地権者との協議が折り合わなくて、結局その場所に予定したものができなくなったという、そういった経過に基づくものなのかということをお聞きしたいのが1つ。

そして、これを地元の住民が見ますと「取り組みます」が「検討します」と変わったことで、南口整備に向けた取組の姿勢自身が後退したかのように受け止められないかということが気になります。

実際に、今、区はこれまでの計画が当面そこは無理だということで、別な場所に新たに造るということで、精力的にこれから場所を見つけ、あるいは別な地権者との協議を進めていくなど、時間は一定かかるかもしれませんが、積極的に取り組むということは、この予算委員会の中でもそういう姿勢を表明していますので、この「取り組みます」が「検討します」ということによってその姿勢が後退したかのように思われまいかということが気になるので、そこをお聞きします。

中井会長 担当課長、どうぞ。

塚田拠点整備担当課長 浜田山の南口の整備につきましては、委員がおっしゃるとおり、1月の時点で、当初考えていた地権者の建物の1階と地下1階を賃貸借して整備することについては断念いたしました。ですので、ここで「取り組みます」となっていた言葉を変更することにしたものでございます。

この「検討します」という言葉にしたことについては、実行計画の言葉と合わせて検討するというようにしております。

この取組を「検討します」ということで、特に南口を整備することについて後退したという意識ではなく、今後ほかの部分を含めて、委員のおっしゃる形で取り組むということについて変わりはありません。

中井会長 ければ委員、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは村上委員、お願いできますでしょうか。

村上委員 私は全体的な印象として、防災について申し上げたいと思います。

言葉としては事前復興という言葉が書かれることになりましたが、その事前復興をどのような方向や方針でやっていくかというところが少しまだ見えていないのかなという気がしております。

杉並区は住宅街としてすばらしいという印象があるので、少し防災という感覚が薄いということをこのマスタープランでも感じます。

最近宅地が細分化されるということが非常に激しく進んでおりまして、相続とか売却によって、6地区とか10地区以上に細分化されるとか、ひどい場合はマンションが老朽化して建て直して不動産屋に売られて、それも宅地の分譲と細分化されたりしております。しかし、密度は上がっているのですけれども、道路率、道路の改善はなされていないので、杉並区の防災上の状況は悪くなっております。

東京都の新たな被害想定、2022年5月によりますと、杉並区の危険度は高くなっております。世田谷区とか、それから下町の墨田区とか江東区では、以前は非常に危険度が高かったのですが、この何十年かの中に、皆さんまちづくりであったり、道路を造ったりして、安全性が高まっているのですが、逆に杉並区は危険度が高まっているという状況にあります。

杉並区で道路を造るのは皆さん、反対者がいつも多いのですけれども、例えば他区から入ってくる補助幹線なども、杉並区に入ってくるとボトルネックのように細くなっているとか、そういう箇所も幾つもあります。震災時どういふうにこの状況を、狭くなっていると他区からの支援とか消防自動車のいろいろな活動とかに支障が出るのではないかとすることは非常に心配でして、防災についてももう少し具体的な方針を今後つくっていくべきではないか。

特に、私は7地域で検討するのではなくて、市街地特性に応じて防災の方向性を検討すべきだということを前から申し上げておりますが、今後次のマスタープランの改定までに防災について少し検討を深めていただくように希望いたします。

中井会長 ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。特にお答えいただくようなことはございますか。

担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 事前復興を今後どのように進めていくのかというところが具体的には見えてこないというお話だったと受け止めております。

今回の改定に当たりましては、まずは杉並区の最上位計画であります杉並区基本構想との整合を図るところを主眼に置いておりまして、こちらにつきましては都市計画法にも位置づけられている考え方でございます。

その中で、減災、防災に加えまして、新たに事前復興という取組の必要性を

打ち出しております。そこの整合を図るという観点で今回都市計画マスタープランにおきましては新たに事前復興の考え方を打ち出したというところでございます。しかしながら、委員ご指摘のとおり、具体的に何をやるのかというところにつきましては、まさにこれから考えていきたいところでございます。

また、今回この事前復興の考え方をお示ししているのは分野別方針の中ということで、この考え方に基づいて今後杉並区も進むべきだろうということを示しているものでありまして、確かに7地域でやるというよりも、地域の特性に応じた考え方でまちづくりを進めていくという必要性はまさに感じているところでございますので、これからは、まず新たなまちづくり基本方針に基づきまして、その事前復興をどのように進めていくのか、それをモデル地区等を対象にしてやるとか様々ございますので、そういう積み重ねにおいて、また次のステップに移行できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

中井会長

ありがとうございます。

それでは、河島委員、お願いします。

河島委員

幾つか質問と、そしてご回答を踏まえての意見を述べたいと思います。

今回のこのマスタープラン、まちづくり基本方針の従来案からの改定する大きなポイント、私は2つあって、1つは区長が強く訴えているゼロカーボンシティの考え方を基本、ベースに置きながらまちづくりを進めようということをおこなうこと、これからのまちづくりの基本とするとしたことと。

それからもう1つは、都市計画道路の整備の考え方について、従来案のこういうふうに進めようとする方針をかなり大幅に変更したと、この2つだと思うのです。

特に道路整備方針の変更に関して、改めてどういうふうに従来案から変えたのかということについて、確認の意味で説明いただきたいと思います。

中井会長

都市計画道路担当課長、どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 委員から前回もご意見を頂いておりましてお答えしたところですが、都市計画道路につきましては、杉並区基本構想において、防災・防犯分野及びまちづくり地域産業の分野で重要な取組としている事業でございます。

我々「すぎなみの道づくり（道路整備方針）」に基づいて道路整備を進めてきておりますが、その中で都市計画道路につきましては、これまでも、そしてこれからも、東京都全体の道路網の整備を大前提としまして、東京における都市

計画道路の整備方針に基づき取り組んでいく考えは変わりありません。

現在の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」は、令和7年に終期を迎えます。次期事業化計画の策定についてはまだ東京都から正式なアナウンスが来てございませんが、通常であれば近くその動きがあるものと我々は想定しております。

第四次事業化計画を策定しました10年前とは、コロナ禍などの影響から社会経済情勢が変化してきております。また杉並区におきましても、ゼロカーボンシティ宣言ですとか、ウォークブル推進都市の登録など新たな動きもございまして、今改めて未着手の都市計画道路の必要性や整備効果を検証した場合には、現在の優先整備路線となっているものがそのまま次期事業化計画での優先整備路線とはならない可能性もあるのではないかと考えています。

そこで本基本方針は、杉並区基本構想の実現を目指して、おおむね10年程度のまちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向性を提示したものですので、そのため、現時点でまだ事業化のめどが立っていない優先整備路線を記載してもそれが変わってしまう可能性があるということを鑑みまして、優先整備路線のうち現在事業着手している補助132号線と補助221号線についてはしっかりと合意形成に努めながら着実に進めるという記載にしております。

ただ、そのほかの未着手の路線につきましては、次期事業化計画の策定に当たって、改めて東京都全体で道路ネットワークの検証を行って、その必要性、整備効果を検討していき、区が取組として事業を今進める状況にあるかどうか、そういったことを踏まえて検討していく、そういった内容の記載にして変えたということで、方針を大きく変えたというわけではなくて、混乱のないように記載の仕方を変えましたが、都市計画道路の必要性を大前提としまして、道路整備方針の考え自体を変えたというわけではございません。

中井会長
河島委員

河島委員、どうぞ。

都市計画道路全体の計画を否定するものではないということを明確にされていること自体は、私は大変結構なことだと思います。

反対をされている住民の方には、計画そのものも変えるべきだと主張されている方もいるけれども、なかなかその部分、地域、地域の反対を根拠に計画全体を変えるということはあまりにも都市計画道路ネットワーク形成という観点に立ったときには影響が大き過ぎて、なかなか現実的ではないということがあられるわけですから、区がその全体の計画を否定するものではない。それはしっか

りと受け止めて、整備をやっていくということは、区としてもその方針は維持すると、これは結構だと思います。

その上で、東京都の都市計画道路の整備方針は維持しつつ、事業化路線の選定、優先整備路線を選定して、予算に限りがありますからどこに重点的に予算を投入して都市計画道路を整備していくかという、その優先整備路線の選定をするのは、この事業化方針であろうと思います。

通常この事業化方針は、なかなか予定どおり全て事業期間の中で完成させることは難しいのが現実で、そういった現実の難しさも踏まえて、事業期間、10年が終わる段階で見直すと。ですから、ゼロベースで元に戻して、本当にこの事業化路線に選定された優先整備路線が必要なのかというのを根本から見直すという、本来私はそういう趣旨のものではなくて、優先整備路線がなかなかうまくできない、そういう状況があったら、どういうふうにやっていったらいいのか、どういうスケジュールでやっていったらいいのかということを考えて、改定がこれまで行われてきたと思うのですね。

今のご説明だと、令和7年に現行の事業化計画が終期を迎えるから、まだスケジュールは明確ではない、どうやってやるかも明確ではないけれども、その終期、令和7年をにらみながら、そろそろ事業化計画の改定作業が始まるだろうということを想定して、今優先整備路線と位置づけてまだ事業化されていない路線については、この方針では優先整備路線という表現は取らないことにしたというのは、ちょっと無理があるのではないかなど。やっぱりやることを前提にして、前に進めることを前提にして、都と基礎的自治体が一緒になってこの事業化計画をつくってきたわけですから、それを近々改定が想定されるから、まだ事業期間の中にあるのに、その優先整備路線という位置づけすらもほごにしてしまう。これは東京都と杉並区の約束をほごにしてしまうようなことになりますから、まずいのではないかと思うのですけれども、これについてはどう考えているのですか。

中井会長 都市計画道路担当課長、どうぞ。

星野都市計画道路担当課長 東京都からのご意見の中にも、そういった趣旨のご意見がございました。

ただ、繰り返しになりますが、今優先整備路線になっているものを全くそうではなくしているわけではなくて、より具体的に事業着手したところだけをしっかりと書いて、そのほかのところについては、東京都全体の見直しの中で

また改めて近く考えることがあるということを考えて、今回のところからは少し表現を変えているところであって、ほごしたわけでもございませんし、優先整備路線から現時点から下ろしたというところでもございません。

中井会長

河島委員、どうぞ。

河島委員

優先整備路線から下ろしたということにはならないというのはなぜなのでしょう。このまちづくり基本方針、都市計画マスタープランが今日諮問されて、その後、速やかに決定に結びつけていくというご予定のようですから、そこで決定されてしまえば、このまちづくり基本方針の道路整備方針が杉並区の道路整備方針になるわけですよね。分かりにくいのは、「すぎなみの道づくり」も「(道路整備方針)」となっていますけれども、「すぎなみの道づくり(道路整備方針)」のうちの都市計画道路に関して書いてあることは、このまちづくり基本方針によって効力を失うということになるのではないかと私は理解しているのですけれども、そうではないのでしょうか。

中井会長

都市整備部参事、お願いいたします。

友金参事

「すぎなみの道づくり」に関しましては、基本構想と同じような期間設定にしております、まちづくり基本方針とちょっとずれるということがあったので、このような都市計画道路の表現の仕方にちょっとずれがある、誤解を招くような表記になっているというところをご指摘のとおりなのですが、考え方は課長が説明しているとおりに変わりません。

道路整備方針におきましても、次期事業化計画策定と合わせましてこちらも改定していく予定としております。

優先整備路線につきましては第四次がもうすぐ終期を迎えるということで、事業化していないところは一切やらないということではなくて、期間中は事業化を目指すという姿勢は変わらないのですけれども、現実問題としてなかなか事業化について期間内には難しい、構造的に検討した結果、すぐに今の幅員で実際に事業化はできないような路線もございますし、地域のまちづくりの機運もまだめどが立っていないような路線もございますので、第四次優先整備路線については現実的には全ての優先整備路線を事業化するというのは難しいと感じております。

だからといって、事業化に向けて手を下ろすのだという考えではなくて、改めて効果を検証した上で、実際事業化するについては、こういう効果があると、いろいろな観点から、防災上も、環境の面からも、いろいろな考察をして、地

域の方にこういう必要性があつて事業化するという説明できるような検証をしていきたい。今後、杉並区独自の効果の検証方法についても検討していきたいと考えてございます。

中井会長

河島委員、どうぞ。

河島委員

手元に「すぎなみの道づくり」の写しを持っているのですけれども、改めて今の説明があつたので、この「すぎなみの道づくり」の計画対象期間というのは、平成 29 年度から平成 37 年度の 9 年間、それが今ご説明あつたような、従来の基本構想と整合を取るような対象期間だったのでしょうか。平成 37 年度ということは、令和に直すと、令和 5 年度になるのでしょうか。令和 7 年になるのですね。では、合っているわけですね、これはね。平成 37 年度までの 9 年間ですということは、第四次事業化計画とすり合わせているということですね。

そうすると、令和 7 年度までの計画ですよと言っておいて、今令和 4 年度の末、来年度令和 5 年度になるというところで、この新たなまちづくり基本方針が策定される。それで今のご説明だとあと 2 年の間には、もうできないから、それは姿勢としては、造る姿勢は維持しながら、優先整備路線の考えを外すわけではないのだと言いつつ、実質的にはそういう取組はできないですよ、こういうまちづくり基本方針を出したら。まず効果検証から始めなさいよという話になってしまいますから。

そうすると私の受け止め方は、都市計画道路の考え方については、ここで大転換が生じていて、ここのまちづくり基本方針に書いてあるように、事業認可を受けたところはそのまますけれども、そうでないところについては、従来は優先整備路線に指定されていても、それをそういう位置づけの下で進めようとするのではなくて、見直しをしていきます。すなわち計画期間内に事業着手するという方向とは変えていきますということの意味するのだらうと思うのですね。

一方、「すぎなみの道づくり」の主要生活道路に対する対応は、今回の修正で随分私は明確になったと思うのですけれども、主要生活道路に対する考え方、そして、主要生活道路の優先整備路線とか安全確保路線だったかな、そういう位置づけは維持しながらやっていく。そういう考え方になっているなど。いろいろご指摘した意見に対する回答を見ると、都市計画道路はそういう、さっき申し上げたような大きな転換が生じているけれども、主要生活道路のほうは変わらない。だから、地域別の方針の主要生活道路にも「すぎなみの道づくり」

と同じように、同じような形で主要生活道路の優先整備路線の位置づけが凡例にも出ている、そういう理解なのですけれども、それで間違いないですかね。

中井会長 土木計画課長。

安藤土木計画課長 「すぎなみの道づくり（道路整備方針）」の中の道路の体系整備については、当然利用者の安全性ですとか、地域の防災の安全性の向上など、そういったものを目的に道路体系的にあらゆる種別の道路を整備していく方針になっておりまして、当然主要生活道路につきましても、これは私どもの当然実行計画にも計上しておりまして、令和6年度まではどうやっていくというのを計上しておりますので、そういった中で取り組んでいくので、特に主要生活道路については引き続きやっていきますけれども、当然地域の住民の方との合意形成とか、そういった意見を伺いながら、丁寧進めていくという内容で、進めていく方向で考えてございます。

中井会長 河島委員。

河島委員 私のそういう理解でそんなに間違っていないのだろうということを前提に、先に話を進めますけれども、事業化計画の見直しが想定されるから、それを踏まえて優先整備路線の表現も削除して、そしてこれから様々な検討をしてまいります。そして、次の事業化路線の選定につなげていきますということによって、私は非常に大きな影響が出てくる、心配される部分があると考えています。それは防災の話です。道路が担う防災機能、これは遅れてしまう。

皆さんが、区の方々が、こういう考え方を今のようなまちづくり基本方針における都市計画道路整備の取組姿勢をそういう、時間をかけてもう一度練り直すのだとやった途端に、東日本大震災や何かの大変な被害や何かをそしてそこで生じた大きな震災被害ということを念頭に置きつつ、この「すぎなみの道づくり」の考え方も出ていて、東京都の第四次事業化路線も同じようだと思うのですけれども、さっき村上委員がおっしゃったような隣接区との円滑なつながり方とか、そういうことも含めて、そういったことを実現しよう、防災基盤としての都市計画道路整備をしっかりとそこに重要性を認識して前に進めていこうとやっていたものにブレーキをかける。結局それは防災基盤の整備ということに対して、区は大きく後退させてしまっているのではないかと思うのですけれども、その点についてはどうお考えなのでしょう。

中井会長 都市整備部参事、どうぞ。

友金参事 骨子案からいろいろな意見を頂いて表現の仕方を変えたというところで誤解

を頂く表現になってしまったのかなと思っておりますが、都市計画整備道路、道路全般についての必要性について、考え方は変わっておりません。

村上委員からもご指摘ありましたように、道路率については13%台で、23区でも下から2番目だと思います。都市計画道路の整備率も同じように下から2番目か3番目で数えたほうが早いような状況であって、杉並区としても、道路基盤の整備というのはすごく重要な課題と捉えておりますし、そのことについては変わりありません。

ただ、東京都全体の都市計画道路の事業化計画は10年ごとに見直しておりますが、優先整備路線の考え方はガラッと変わるわけではございません。第四次で重要としたところが次期計画でいきなり重要ではなくなると思っておりますが、実際にはちゃんと事業化計画を策定した上で、明記して進めていきたいと考えてございます。

それから、道路事業が後退ということではなくて事業化、を進めるに当たっては、十分な効果検証をして住民の理解を得られるような、例えば道路率を上げて防災機能が向上するにしても、どう向上するのか。交通安全についても通過交通を排除した生活道路の安全性がどう高まっていくのか、もっと具体的に説明できるような検証をしていきたいと考えてございます。

中井会長
河島委員

河島委員、どうぞ。

この基本方針の「道路整備方針」の後に出てくる「防災・減災・事前復興まちづくり方針」の中で「地震等の災害に強いまちづくりの推進」、これは資料でいうと今日の基本方針改定（案）の64ページの一番上のほうに「防災都市基盤の整備推進」と書いてある。この「防災都市基盤の整備推進」という、こういった項目は、現在の都市計画マスタープラン、従来の基本方針の中にもあるわけですが、そちらでは具体的な路線名が、補助線ずらずらずと記載されていた。

今回それはなくなっていて、まず出てくるのが「緊急輸送道路となる広域幹線道路について、国、東京都等と協議、調整、役割分担のうえ整備します」と出ているのです。ここでちょっと細かい質問になりますけれども、「緊急輸送道路となる広域幹線道路」というのは、具体的にどの道路のことを言っているのかということをお教えいただけますか。

中井会長

担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 69 ページの凡例、一番左の列の3行目に「緊急輸送道路」という形で位

置づけておまして、それらの中でお示しさせていただいている道路ということでございます。

中井会長 河島委員。

河島委員 この凡例の中の「緊急輸送道路」で、未整備なところはどこがあるのですか。

中井会長 担当課長。

野澤都市企画担当課長 現在、幅員等につきましては、おおむね概成というところが主なところとはなっております。

中井会長 河島委員。

河島委員 東京都の道路の事業化計画でも概成というところを計画幅員どおりに拡幅するというのは、よっぽど特殊な事情がない限り、お金の投入としては概成に至っていないところを整備するというのは基本だと思うのですけれども、ここに整備すると書いてあるのだけれども、実は何も杉並区内では整備する広域幹線道路はない。何でこういう、ちょっと違和感のある表現になるのかなと考えてみると、従来の基本方針ではここに広域幹線道路のほかというか、その前に補助線がずっと列挙されているのです。補助 61 号線、補助 132 号線、補助 133 号線、補助 226 号線、補助 221 号線、補助 227 号線といったようなことが列記されている。それと併せて広域幹線道路。

前回の基本方針策定時点では、放射 5 号線の東八道路が環八に至るところまでまだ未整備でしたから、それは確かに整備する必要性があったのだろうと思うのだけれども、そういう防災都市機関として非常に重要性のある路線というのは、結局ここで基本方針から削除されている。

私は、これは結局さっきの都市計画道路の整備の考え方の大転換によって、防災上整備が非常に重要だと認識していた路線をばっさりと切ってしまった。区役所が区民の安全を守ることを最優先にしながら、特に区民の関心の高い防災性の向上ということをこういう形で安易に切ってしまうのいいのだろうか。

これは、そういうふうにすることによって、さっき時間がかかるというお話をしましたけれども、従来以上に取組が停滞し、それが整備されるまで時間がかかることを意味するのだろうと思う。それについて区はどのようにお考えなのか、区が責任を果たしていないのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

中井会長 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 この防災・減災・事前復興の中におきましても、今、委員からご指摘の

あった地震等の災害に強いまちづくりの推進の「(2) 延焼遮断帯の形成」というところにおいて、震災時等の対応として延焼遮断帯ネットワークの形成を図る必要性があるというところの考え方には変わりはありません。

また、道路整備方針の中におきましても、幹線道路等の整備というところの中で、「東京における都市計画道路の整備方針」であったり、それぞれの役割分担の下、体系的な整備を進めるという考え方を示させていただいているところでございます。

ただ一方で、それぞれの路線を地域に当てはめたときには、様々な声を頂くということがあるというところは現実的にございます。そのため、路線全体の考え方を否定するというのではなく、今後事業を進める上であったり、それぞれの枠組みの中で、進め方というのは地域ごとに時間のスピード軸も変わってくる場所もございますので、その部分に関しまして、現時点で杉並区といたしましては、その効果であったり必要性というのを否定するものではないのですが、改めてその道路の考え方といたしまして、様々な観点から検証を行い、その結果を踏まえて必要性を検討するという形で、今現在まちづくりを進めていこうということをお示しさせていただいたものでございます。

中井会長 河島委員、どうぞ。

河島委員 そういった検討のために、従来想定されていた時間よりも多くの時間がかかって、防災性の強化に遅れが生じるということがあってもやむを得ないという考え方になっているということですか。

中井会長 担当課長。

野澤都市企画担当課長 もちろん基礎自治体といたしまして、住民の生命、財産を守るということは大切な使命だと認識してございます。

ただ一方で、事業を進めるという中においては地域の声を聞きながら、住民の合意形成を図りながら進めていくという必要性はあると認識してございまして、どちらが近道になるのか、このようにやるのが遠回りになるのか、進め方は様々あると捉えておりますが、今回におきましてはこの進め方をすることで着実に一步一步進んでいくのかなと捉えているところでございます。

中井会長 河島委員。

河島委員 その地権者あるいは地域住民の方々が、都市計画道路の整備によって生活に大きな変化が生じる。住まいを変えないといけないとか、いろいろ手当をしなないといけないこともある。なかなかそれは納得しがたいものだと、反対だと

おっしゃる、その気持ちは私は決しておかしいことではないと、当然あるだろうと。

ただ、行政として、基礎的自治体として何が大切で、これをやるのが区民の命を守る、そういう必要性を認識したならば、そこはきちんとそういう大きな考え方、一部の地域住民だけの話ではなくて、杉並全体、あるいは隣接区の住民の方々を含めて、どう進めていくことが必要なのかと。そういうことを考えた上での、私は事業化計画だったと思うのです。

ですから、道路を造るということについて、ここで反対の声が大きくなったからストップしますとか、そういう腰が定まらない進め方では、道路整備はできないだろうと思います。

やっぱり必要だと。その必要性をよくご理解いただくように最大限努力しつつ、事業を前に進めていくためにいろいろな生活の変化というものを最小限に抑えるような行政施策も併せて講じながら、理解を求めていく。でも、早期に造るのだという、その考え自体を変更はしないと、それは完徹するのだと。そこで、いかに住民、地権者の皆さんの影響を最小限に食い止める。公共的な保障も含めてです。あるいは、いろいろな住宅のあっせんだとか、そういったことも含めて、生活再建策事業の継続に必要な対策とかそういうことも含めて、総合的に区として多面的に対処する、そういうことをやりながら、理解を得て前に進めるのが道路事業なのだろうと私は思うのですよ。

それを何か、声に、反対の声に。反対の声は今回のパブコメを見ても、そういう声は確かにいっぱい出てきますけれども、一方で、道路を造ってほしいと、ここは本当に危ないのだ、危険なのだ。あるいは事業をやる上でその道路は必要なのだという声も少なからず出されているわけですね。そういう中であって、大変困難な仕事だと思いますけれども、どうやって道路をつくっていくかということについて、私はこの基本方針はふらつき過ぎているのではないかと。腰の据わった取組ができていないのではないかと感じざるを得ないわけです。

特にそれが、防災性の向上という、非常に最重要課題といってもいい課題に係るものであるだけに、私はこれは非常に問題が大きいと捉えております。

中井会長
村上委員

ありがとうございます。村上委員、どうぞ。

前回、優先整備路線に手を挙げて東京都にお願いしたときに、私は、今防災面、環境面から検討するとおっしゃったけれども、そのときにもしていると思うのですよね。事実、道路ができたときの前後のシミュレーションをして、パ

ンフレットを作ったわけではないですか。ですから、やっていないということではなくて、もしかしたら部長が言われたように、もう少し区民に分かりやすい説明方法がなかったということもかもしれませんけれども、今河島委員が言われたように、今回指定された測量地域の人はいろいろ反対しています。でも、南の街区の人は「杉並区役所に被災時に行けない。我々は世田谷区に助けを求め」と言っているのです。全然つながりができないような状況に陥ることは確かなのです。だから、その辺をもう少し区としての取組姿勢が、私は少し、今河島さんが言われたように、腰が引けている面があり過ぎるということを私も同じように感じます。

もう少し、広域的な視点でしっかり防災計画をつくったのですから、それを維持、促進していくように努力してほしいし、あらゆるやり方、杉並区らしい都市計画道路とか補助幹線道路のつくり方を検討するとか、そういったほうに向くべきではないかなと。

全体に杉並区の防災の考え方は甘すぎると思います、今の状況では緊急的に、非常に危険度が高まっているのに、弱すぎると思います。

以上です。これは意見ですけれども、河島委員の意見にプラスして。

私たちも、一応都市計画道路を全路線を歩いてみる活動もしているのですが、杉並区の南側、善福寺川の南側の人たちは本当に危機意識を思っています。その辺を、声なき声というのもしっかり捉えてやっていただきたいと思っています。

中井会長

ご意見ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

どうぞ、渡辺委員。

渡辺委員

今の河島委員のお話というのも本当に真っ当な話だなと思います。一委員として、また区民として一番望んでいるのは、安心で安全な、震災に強いまちづくり、これに反対する人はなかなかいないと思うのです。

特に私は高円寺ですが、多くの木密地帯を抱えたり、耐震化が進んでいない、狭あい道路もなかなか進まない。こういう現実を見据えて、時間がかかるということがまず前提にあると思うのですよね。ですから、防災に待ったはないのではないかと私は強く思うのです。

例えば、この修正の中で先ほど 49 番の話が出ていましたけれども、「主要生活道路は、防災性、安全性を向上させるため道路拡幅を行う必要性が高い道路を優先整備路線として定め、推進します」となっているのが、「『すぎなみの道

づくり』において優先整備路線として定め、整備を検討します」。先ほどこういう話も出てきたと思うのですけれども、明らかに前に進めるという話から、検討するというのは後ろ向きな話しか感じないのですよね。これが「より適切な記述に修正」と書いてありますけれども、この辺がよく理解できません。

こういうこと一個取っても、この中に割と促進とか推進、検討、そういった言葉尻が多く入っているのですけれども、それが積極性がある、あまり積極性がない、そういうふうに見て取れるというのを実感しております。

それと、49 ページで出ている、東京外かく環状道路の件と、中央自動車高井戸インターの件でお伺いしたいのですけれども、まず外かく環状道路の件ですが、この文面でいろいろ今工事の陥没とか問題が起きていて、それはそれでいいのですけれども、最後に「事業者に対して求めていきます」と。まずこの「事業者」というのは道路公団のことを言っているのですか、それとも国のことを言っているのかお聞きしたいということ。

それと、この文面の中に青梅街道インターチェンジというのが計画されておるのですけれども、これがハーフインターなのですよね。関越方面にはしか行けない、東名方面には行けない、フルインターになっていないという事実があるのですけれども、この辺について今後どういうお考えがあるのかということも聞きたいということです。

これがハーフインターということを知っている人がいないと思うのですね。みんな多分フルインターだと思っている人がかなり多いのではないかと思いますのですけれども、利便性、安全性の面からも私はフルインターが望ましいと思っているのですけれども、その辺のお話を聞きたいということです。

それと、中央自動車道高井戸インターチェンジのオンランプの件についてです。過去に近隣に小学校があつて、そのために見送ったという経緯があると聞いておるのですけれども、今その学校の移転改築をやられているということで、多分今年中に移転が終わるのではないかと思いますのですけれども、これについてこの文面を見ると「事業者等の取組を支援します」と書いてあるのですけれども、この辺はどういう意味合いでこういう言い方をされているのかちょっとよく分からないのですけれども、開設に向けて働きかけるとか、そういう意味が妥当ではないかと思うのですけれども、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

以上です。

中井会長 担当課長、どうぞ。

野澤都市企画担当課長 まず外環事業におきまして、「事業者」というのは、国とネクスコ中日本・東日本の3社となっております。

また、青梅街道のハーフインターをフルインターにというお話がございましたが、現計画におきまして既に事業が進んでいるという中で、ハーフインターをフルインターにするということを改めて考えるということは、今現時点では行ってございません。

最後に高井戸オンランプについてでございますが、こちらは働きかけるとすべきではないのかというところでございますが、今回オンランプの事業を行うのは、ネクスコの事業となっております。そうした意味合いで考えますと、まずは事業者がそれぞれの地域の事情であったり状況、また今現在外環事業というところも動いているという中で、主体的にやっていくべきものと捉えてございますが、先ほどお話がありましたとおり過去地域の中では小学校の話というのが課題となっていたという事実もございます。それが解決するに当たって、単純にこれまでの経緯を踏まえると、事業者に働きかけるだけではなく、区としてもその後方支援ではないですが、これまでの経緯も踏まえた取組の支援、またそれを開設することに伴う新たに交通の流れが変わることも考えられますので、そういうところを杉並区としてできるところもあるとは思いますので、様々な視点から支援するというところで記載しているものでございます。

中井会長 渡辺委員、どうぞ。

渡辺委員 一般的に考えて、普通は10年、例えば20年という目次でしている計画の中で、利便性と安全性を考えれば開けたほうがいいわけであって、それは中には反対する方もいるかもしれませんが、多くの区民がそれを望んでいると思うのですね。

先ほど言ったように、ネクスコが事業主体であるのであれば、我々杉並区としては意見集約をして開けるために働きかけるというのは、僕は真つ当な話かと思うのですけれども、どうでしょうか。

中井会長 担当課長。

野澤都市企画担当課長 オンランプを開設することで、今お話があったとおり、物流のネットワークが向上するであるとか、また震災時における避難経路等になる、また、救急の移動にも便利になると、様々なメリットがあると考えてございます。

ただ、単純にそれを働きかけるだけでいいのかというところを考えたときに、

先ほども申し上げましたが、開設することによるデメリットというところもしっかりと解決していかなければいけないのかなと思っています。

何がデメリットかと申し上げますと、もともと環八や、その周辺の幹線道路を通っていた車がもしかしたら抜け道として生活道路への流入してしまって、危険性が高まるということも考えられます。

そうしたところを考えますと単純に働きかけるだけではなく、区としても取組を支援していくというスタンスでしっかり臨むべき事業なのかなと考えてございます。

渡辺委員 先ほどの外環も含めて、そういう利便性、安全性というのを検証していただいて、もし妥当であれば進めるべきだなと思っているのですけれども、よろしくをお願いします。

中井会長 ありがとうございます。

そろそろ時間も押してきてまいりますので。河島委員、どうぞ。

河島委員 さっきお話ししたことに関連はしているのですけれども、緊急輸送道路の表示についてお聞きしたいのですが、69 ページの方針図に「緊急輸送道路」としてここで表示されているのが、杉並区における緊急輸送道路の全てではないように思うのですけれども、その点いかがですか。

調べておられるようなのであれなののですけれども、ここに表示されているのは、一次路線だけなのではないでしょうか。緊急輸送道路には二次路線、三次路線、どういう施設とつながっているかとか、そういうことで路線の位置づけ、一、二次、三次と分かれているかと思うのですけれども、ここで一次路線だけ表示している理由は何なのかなと思っています確認しているのです。

中井会長 お答えできますか。担当課長。

野澤都市企画担当課長 ちょっと確認させていただいて、後ほどお答えさせていただければと思います。

中井会長 よろしいですか。

河島委員 それは即答いただきたいぐらいの話なののですけれども、確認してください。

さっき私、最終的なこの案に対する意見を申し上げなかったけれども、さっき一連のやり取りで、私としては杉並区の防災性向上、防災都市基盤の強化ということについて、この案は従来の案より大きく後退している。それは認めがたいと私自身は思っていますので、この案には賛成できないということを表明しておきます。

中井会長 ありがとうございます。今、調べているのですか。
どうぞ、堀部委員。

堀部委員 調べている間にちょっと、エイトライナーの件で確認したいと思います。
前回少し話題にしたと思うのですが、56 ページです。計画案では、エイトライナーについては「整備実現に向けて取り組みます」とあったところ、今回の修正によって「早期実現に向けて取り組みます」と変わりました。今のお話で、道路事業については必ずしも早期実現ではないと、検討するという表現になっているのに対して、こちらは早期実現に結局こだわる形になりましたが、この辺りの課題整理はどうされたのか、確認します。

中井会長 担当課長、どうぞ。

尾田交通施策担当課長 エイトライナーについてでございますが、こちらは総合計画・実行計画等と整合を図るため、このような記載に変更したものでございます。

中井会長 堀部委員、どうぞ。

堀部委員 そうすると、杉並区としては早期実現で進めていくということですが、沿線各自治体の都市マスを見ていると、必ずしもそういう記載にはなっていません。世田谷と杉並だけが「早期実現」とかなり踏み込んだ記載になっているのですが、この辺りはどう見たらいいですか。

このコロナ禍、ここ数年は協議会も書面開催だったと思います。ほとんど実質的なことは進んでいないように確認しているのですが、これはどう見たらいいのですか。

中井会長 担当課長、どうぞ。

尾田交通施策担当課長 実際、エイトライナーにつきましては促進協議会の中で、幹事会を含めて様々な協議を進めてございます。

今ご指摘のとおりコロナ禍ということで、今後の需要の予測、その辺を次期交通政策審議会の答申に向けてしっかり精査していくべきと協議会の中でもお話ししてございますので、そこは関係6区と合わせて、実現に向けてというところではございますが、協議していきたいと思っているところでございます。

堀部委員 ですから、杉並がどうしてそこまで早期実現に、道路などの件はかなり抑制的になったことと比べて、ここは逆に踏み込んでいることが非常に気になるところです。

需要予測の件は、直近のパーソントリップ調査などもあったと思います。初めてマイナスになって、非常に厳しい状況にある中で、そうすると、沿線の6

区全体としては必ずしも早期実現で足並みはそろっていないけれども、杉並区は早期実現に向けて取り組むという意味をここに表したと、そういうことですか。

中井会長 担当課長。

尾田交通施策担当課長 促進協議会に関しましては、もともと昭和 61 年に世田谷と杉並を中心にして研究会を立ち上げてやってきた経緯がございます。その中で、昨今の蒲蒲線だとか、臨海都心線の状況もございますので、アフターコロナに向けて、今まで「B/C」の「C」の部分だけの検討でございましたが、「B」の部分について検討した上で実現に向けてといったところで、こういった記載にしてございます。

堀部委員 そうすると、これはよくある政治家の公約みたいなものですか。ほとんど、この 10 年、何が進んだのですかということです。次の 10 年本当に進む見込みがあるのですかということです。

いいですよ、それは。政治家の公約でよくありますからいいのですが、今回のこの道路あるいは震災対策などのバランスを考えると、どうしてこういう表現が採用できるのか。

これはちなみに東京都の都市計画区域マスタープランにもエイトライナーの件は記載が全くないですよ。空港線とか、あちらは記載はあるけれども。だから、杉並区と世田谷区だけ進めていく、そのお気持ちは分かるのですけれども、この 10 年見ても何ら進展があったようには思えないし、環八の今の状況を見ても、とても進められるようには思えないけれども、やっていくと、強い意志は示していくと、こういうことですね。あまり賛同できないですが。

中井会長 ありがとうございます。

さっきのあれはどうなりましたか。

井上都市整備部長 まだ確認中です。

中井会長 確認中、どういたしましょうか。すぐ確認できますか。なかなか確認できないですか。

では、野垣委員、ご発言を手短にお願いします。

野垣委員 では、手短にいたします。防災のいろいろな視点があった中で、もちろん防災をこの杉並区でも対策を施していく、事前復興の考え方、これは国の考え方なのでもちろんこういうところにも載ってくると思うのですけれども、道路を拡げることだけが防災なのかと。その地域に合った防災の対応なのか、住民の

合意をしっかりと図った結果、都市計画道路は主に、立ち退きだとか、地権者の方との協議などがすごく大変なわけですね。何十年もかかってなかなかできないところもあると。

ここに書いてあるのは、例えば無電柱化の推進ですとか、あとはソフト面でも地域の防災力の向上ということで、例えば商店会の皆さんですとか、地域の住民の皆さんの、災害時には地域の協力を得ていくというところでは、いろいろなまちづくりの合意形成をなくして、災害はもういつ来るか分からない、この間も3.11から12年たちましたけれども、朝に震度3の地震が東京都23区であって私もどきとしたのですけれども、いつ起こるのか分からない地震も、明日来るかもしれない。だけれども、道路は明日できるわけではないのですよね。

すぐにでも助けなければいけない命があるとか、特に、現役世代の人はそうでもないかもしれないですけれども、お年寄りの方とか、障害者とか、子どもたちとかというところでは、本当に道路を拡げたことだけではなくて、いろいろな不燃化のまちづくりだとか、こちらにも書いてありますけれども、防火水槽の設置だとか、震災救援所の充実。区立施設の整備計画などでも震災救援所の問題はいろいろ出てきていますけれども、こういう整備なども併せて行っていくこと、そういうことが防災につながるということだと思うので、所管の皆さんはどうしてもハード面に考えがちだとは思うのですけれども、その辺も、私さっきこの計画が適宜見直しされることですか、あとは下位計画とか具体的な施策もこれからできていくと思うのですけれども、そういうところへの努力というのを充実させていけば、今の方針というのが別に都市計画道路を完全に否定しているわけではないという答弁もありましたけれども、検討、検証を行うということは、必要かどうかも含めての検討であって、それでそこで住民がどういう考え方をしていくのか、合意をどうやって図れるのかという努力を皆さんがこれから、皆さんがというか、私たち議会などもそうですけれども、地域も。そういうことだと思うので、私自身は道を拡げるだけで防災なのだよという単純な主張ではないかなと思って、意見としたいと思います。

中井会長 ありがとうございます。

 管理課長、どうぞ。

花岡管理課長 先ほどの緊急輸送道路の件ですが、今回載せているのが、東京都の防災都市づくり推進計画などでも「特定緊急輸送道路」は、都庁だとか、空港だとか、港湾

とかを結ぶ、委員ご指摘のとおり、重要な幹線というところで、「特定緊急輸送道路」という形のをまず載せております。

緊急輸送道路全部かといえば、杉並区内でも一般救急輸送道路、早稲田通りとか中杉通り、ほかにいろいろございますが、例えば耐震改修などでも、特定緊急輸送道路沿線建築物の取組というところで、重点的に耐震化に取り組んでおり、特定緊急輸送道路をまず載せさせていただいていたといったところがございます。

中井会長 河島委員、どうぞ。

河島委員 特定緊急輸送道路沿道では、耐震化に対するいろいろな助成などが手厚い。ただ、一般緊急輸送道路沿道においても、耐震診断をやってくださいとか、そういうことでの安全確保、耐震性向上ということはやっているのですよね。これを単純に緊急輸送道路の一次路線だけをここで表示するというのは、これは誤解を招くだろうと。

この基本方針の途中経過でも、たしか最初は「特定緊急輸送道路」と入れていたのを途中で「緊急輸送道路」に変えた経緯があるのではないですか。かすかにその記憶が私はありますよ。

いずれにしても、この部分は誤解のないように凡例を修正するなり何なりをしないといけない部分ではないかと思えます。

中井会長 管理課長、どうぞ。

花岡管理課長 委員ご指摘のとおり、いろいろな緊急道路がございます。一般緊急につきましても、今後区としても耐震診断について積極的に、補助金も重点的に取り組んでいくということをしておりますので、書き方については検討させていただきたいというところがございます。

中井会長 ありがとうございます。

それでは大体意見が出尽くしたということでよろしいでしょうか。本日は採決が予定されておりますけれども、採決に移らせていただきたいと思いますがいかがですか。よろしいでしょうか。

いろいろなご意見を頂きましたので、議案の1につきまして、挙手による採決とさせていただければと思います。

それでは、議案の1「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）の改定（案）」ですけれども、これについて原案に賛成の方はまず挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

- 二見委員 今の原案というのは、今、河島委員から指摘がございましたけれども、そういうところを直してということなのですか。直さないでという。
- 中井会長 細かいところについては、先ほど事務局からご答弁ありましたけれども、修正いただけるものと考えております。細かいというのは、さっきの凡例とかそういうところですね。
- 二見委員 それでということですね。
- 中井会長 それについては修正していただくべきものと判断をしております。
- 河島委員 基本的には、今回提出されている案、これ自体このままでいいですかという、そういう採決ですよ。
- 中井会長 まずそうですね。
- 二見委員 では、私も賛成のほうに。
- 花岡管理課長 挙手、9名です。
- 中井会長 それでは、問題ありといたしますか、反対という方は何名いらっしゃいますか。

(反対者挙手)

- 花岡管理課長 挙手、7名です。
- 中井会長 それでは、賛成のほうが多ございますので、採決としては異議なしという形にさせていただきたいのですが、私から一言。今反対のご意見も、通常であればもう少し反対が少なかったりはするのですがけれども、かなりの数があったということで、ご意見についてはしっかりと受け止めていただきたい。採決の結果はそういうことでもございましたけれども、ご意見についてはしっかりと受け止めていただきたい。
- それから、簡便な修正というか重大な修正ではない修正については進めていただいて、かつ今回のマスタープランで反対の意見が従来にはないほどたくさんあったということも十分に受け止めていただいて、次回の改定になるのか、そこに至るまでにモニタリングをまずはしっかりとさせていただいて、それを反映させるような形のモニタリングを十分にお願いをしたいということコメントにさせていただければと思います。
- はい、渡辺委員、どうぞ。
- 渡辺委員 実は、今回この資料が来たのが今週の火曜日の午後なのですよね。私は水曜日出張でいなくて、昨日木曜日、仕事をしながらちょっと、見る時間がないのですよね。せめて1週間前ぐらいに手元にないと。特に今回量が多かったので、

十分に読み込むことができなくて、いろいろな話を聞いて改めてそう思うとか、そういうことがあるので、もう少し時間を頂きたいというのが印象でございます。

中井会長 ありがとうございます。それは今後の反省ということで、事務局にお願いをしたいと思います。

事務局から何か、採決に関してご意見ございますか。コメントなど。管理課長、どうぞ。

花岡管理課長 今、会長からありましたように、意見については真摯に受け止めていきたいと考えているところでございます。

中井会長 ありがとうございます。それでは、諮問案件については以上でございますが、もう1件報告事項が残っておりまして、報告事項をこの後お願いしたいと思っているのですけれども、私がどうしても12時に出ないといけないので、次は報告事項ということですので、皆さんにご意見を頂戴するのみということになるかと思っておりますけれども、それ以降は村上委員に進行をお願いしたいと思えます。

それではまず、案件の説明をお願いいたします。

神村住宅課長 私からは、住宅マスタープランにつきましてご説明させていただきます。

住宅マスタープランは、住生活基本法及び区の住宅基本条例に基づきまして、平成4年に策定以来、今回で第6回目の改定となります。現在、先日の議会報告を経まして、2月22日から3月27日までパブリックコメントを実施いたしました、広く区民の皆様からご意見を頂いているところでございます。

住宅マスタープランをよりよい計画とさせていただくために、本審議会におきまして皆様の貴重なご意見を頂きたく、ご報告させていただくものでございます。

まず配付資料を確認させていただきます。

表紙の「杉並区住宅マスタープラン（案）について」、次にA3の別紙1「第6次杉並区住宅マスタープラン（案）概要版」、次にA4の別紙2「杉並区住宅マスタープラン（案）」、以上の3点になります。

本日は時間の関係から、別紙1の概要版でご説明させていただきたいと思えます。

それではまず別紙1「第6次杉並区住宅マスタープラン（案）概要版」を御覧ください。

まず、第1章「計画の目的と位置づけ」をご覧ください。

「1 杉並区住宅マスタープラン改定の背景と目的」は記載のとおりとなっております。

次に「2 計画の位置づけ及び性格」でございますが、杉並区住宅基本条例に基づきまして、区の上位方針と各関連計画と整合・連携を図るとともに、その下の朱書きにありますとおり、杉並区マンション管理適正化推進計画を包含するものとなっております。

次に「3 計画の期間と見直し」でございます。上位計画等の改定によりまして必要に応じて見直すこととしています。

計画としては、令和5年度から令和12年度までとなっておりますけれども、その右横をご覧くださいますと、第2章「住宅政策を取り巻く現状と課題」では「1. 住宅政策を取り巻く現状」において、現行計画策定以降の国や東京都、杉並区の住宅に関連する住宅施策や杉並区の現況をまとめております。

次に「2. 住宅や住環境を取り巻く課題」におきましては、全体に係ることとして「新たな日常に対応した暮らし方の対応」、その他「安全・安心」「環境エネルギー」「住宅セーフティネット」「住環境」に係る課題を整理しております。

次に、その下の第3章、第4章におきましては、「住宅施策の基本理念と取組方針／住宅に関する事業の展開」をご覧ください。

一番上の左にございますとおり、基本理念は「誰もが安心して住み続けられる暮らしやすい住環境の実現」といたしました。

取組方針は「1 安全・安心な住まいづくり」「2 快適で持続可能な暮らし方の実現」「3 住宅セーフティネットの充実」「4 良好な住環境の形成」としてございまして、「目指す将来の姿」「主な事業の展開」につきましては、その右の記載のとおりとなっております。

これらの内容につきましては、さらに裏面をご覧くださいますと、政策体系図としてまとめさせていただくとともに、新規及び拡充の事業をまとめております。

次に、今後のスケジュールにつきましてご説明をいたします。初めに鏡文をご覧ください。

5の「今後のスケジュール」ですけれども、現在、区民の皆様の意見を頂く手続、いわゆるパブリックコメントを実施してございまして、6月に改定・公表

をさせていただく予定としております。

私からは以上でございます。

村上会長職務代理 それでは、会長が退出されるので、私が代わらせていただきます。

今の報告事項で、杉並区住宅マスタープラン案をご説明いただきましたが、何か質疑やご意見はございませんか。

野垣委員、どうぞ。

野垣委員 住宅マスタープラン案、主に住宅セーフティネットの充実について何点か伺います。

先日の予算特別委員会でも、我が党は住宅施策について取り上げました。これまでも杉並区は良好な住宅都市というイメージがありますけれども、実態は借家世帯が多いこと、その大半が民間の借家で、公営借家の比率、供給率が 23 区でも 19 位と低いことを指摘してきました。

公営住宅は、住宅セーフティネットの中で中心的な役割を担っています。しかし、こちらの住宅マスタープラン案では、供給目標が示されていません。その理由について、さきの予算特別委員会ではお答えがありませんでしたので、再度伺います。

神村住宅課長 区の住宅マスタープランで供給目標を示していませんけれども、こちらは都の住宅マスタープラン、比較で都の住宅マスタープランを引き合いに出しますと、では供給目標が法定をされております。住生活基本法の 17 条に規定されておりますけれども、こういったことに対して、区の住宅マスタープランは法定されていないということももちろんございますけれども、ただより分かりやすい表記というのは必要だと思いますので、長寿命化計画を踏まえた改築等の方向性を整理しまして、令和 6 年度までに建て替え候補団地等を検討しますと、58 ページにも記載をさせていただいておるところです。

こうした検討の中で、建て替え住宅の棟数であるとか、戸数であるとかといったことにつきましては、何らかの形で具体的にお示しはさせていただくことになるかと思っておりますので、そのときにそちらのほうをご参照いただければと考えております。

村上会長職務代理 野垣委員、どうぞ。

野垣委員 国の住生活基本計画では、計画策定に関連して、公営住宅の供給の目標量設定の考え方というのが示され、区域内の住宅事情に留意して、低所得者の住宅不足を緩和するためには、公営住宅の供給を行わなければならないと明記して

います。このことから、しっかりと供給目標を入れるべきだということを再度求めておきます。

それから、公営住宅の新規建設について、これも予算特別委員会では、絶対に造らないということではないという答弁があった後で、それをちょっと否定されるような答弁もあったのですが、区は新規建設をしない理由として、民間の住宅ストックがあるということを行っていますけれども、では公営住宅と同様の間取りや家賃の民間賃貸住宅がどのくらいあるのかと聞いても、把握していないという状況です。民間ストックがあるから公営住宅の新規整備をしないという理由にはならないと思うのですが、いかがでしょうか。

神村住宅課長

区といたしましては、財政的な事情から区営住宅の新規建設は困難であると考えております。住宅マスタープラン、また杉並区営住宅長寿命化計画におきましても、公営住宅の建設に当たりまして、新たな土地の取得を必要とする新規建設は想定をしておりません。既存住宅の建て替えによる土地の有効活用、また都営住宅の移管によりまして、公的住宅を確保していきたいと考えております。

また、民間住宅のストックとの間取り、また家賃等の比較につきましては、公的住宅は地方公共団体が低所得者の住宅困窮者に提供する住宅であることから、一概に比較することは困難と考えております。

村上会長職務代理 野垣委員、どうぞ。

野垣委員

全ての区民が、貧富の格差がなく、健康で文化的な住宅に住むことを保障するという自治体の責務を考えるのであれば、公営住宅の新規整備にも踏み出すよう求めたいと思います。

それから次に家賃助成についてです。我が党が求めてきた家賃助成について、来年度の実施が表明されたことを心から歓迎するものです。区民からも、うれしいとか、早く制度をスタートしてほしいという声が上がっています。

マスタープラン案では53ページで「令和6年度の家賃助成制度の創設に向けて、区の実情を踏まえ、他区の事例なども参考にしながら、令和5年度に規模や対象など詳細を検討します」と記載されています。

家賃助成の対象者をどう策定するのかは難しいところなのですが、どのように助成制度の内容を検討していくのか、庁舎内での調整のメンバーとか、スケジュールなどを伺います。

村上会長職務代理 住宅課長、どうぞ。

神村住宅課長 マスタープランの案の 53 ページの他区の事例なども参考にといたくだりにつきましては、これまでも議会での答弁でも繰り返し述べさせていただいたところでございます。

ほかの区の実例の約 19 区のうち、約半数は高齢者有料賃貸住宅であるとか、あと民間のサービス付高齢者住宅など施設への補助か、もしくは民間アパート関連であっても敷金などの一時的な補助となっております。

民間賃貸住宅に関する助成は、残りの 11 区程度となっておりますけれども、そのほとんどは住み替えに伴う家賃助成であることから、大筋としましては、住み替えに伴う家賃助成といった方向性もあろうかと考えております。

その上で、実際の規模であるとか、また対象につきましては、基本的には住宅課内部で検討しまして、必要に応じて区福祉部門など、関係所管課と連携を取ることを考えております。

スケジュールに関しましては、令和 6 年度の予算に間に合うように、5 年度の秋までには、規模、対象などを決定していきたいと考えております。

村上会長職務代理 もう時間を過ぎているので、質問をまとめてください。

野垣委員 令和 5 年度中の検討というところでの、今、課長がおっしゃった住み替えの家賃の助成なのか、令和 6 年度からのスタートについての内容なのか、ちょっと教えてください。

村上会長職務代理 住宅課長。

神村住宅課長 これまでも、議会でもご答弁申し上げておりますように、先ほど申し上げましたのは、令和 6 年度からの実施に向けまして、令和 5 年度に検討を行うということを前提にお話しさせていただいております。修正後の実行計画の案にも反映をしているところでございます。

なお、今おっしゃられた、緊急実施というか、令和 5 年度中というご要望も議会で頂いたこともありましたが、そういった緊急実施につきましては、令和 5 年度の検討の中で併せて検討してまいりたいと考えております。

村上会長職務代理 ありがとうございます。今質問されているようなことは、議会の質問であって、都市計画審議会の意見ではないので、お気をつけください。

野垣委員 物価高騰の下で家賃負担の重さに苦しむ方々のために、我が党は来年度途中からでも緊急的に実施をすべきと求めて、区長も令和 5 年度の検討の中で検討していきたいと答弁しました。4 月以降も深刻な物価高騰が続くことは確実だと思います。家賃助成の緊急実施をこの場でも求めておきたいと思うのですけ

れども、いかがですか。

神村住宅課長 先ほどのご答弁でもさせていただきましたとおり、令和5年度の検討の中で併せて検討してまいりたいと考えております。

村上会長職務代理 ほかにご意見ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは質疑、意見はないようですので、本日の議題を終了したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは皆様、ご苦労さまでございました。事務局からの連絡がございます。

花岡管理課長 本日も貴重なご意見をありがとうございました。

最後に、次回の都市計画審議会でございますが、次回については7月から8月頃を予定しております。日程が決まり次第、改めてご連絡させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

以上です。

村上会長職務代理 それでは、本日の審議会を終了します。ありがとうございました。

(午後0時6分 閉会)